

事務局に関する規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人 Peace & Nature（以下「P&N」という）の事務局における事務の適正な運営を図ることを目的として、事務処理の基準を定めたものである。

第2条（職員等）

- 事務局には、事務局長の他、次に掲げる職員を置くことができる。
 - 事務局員
 - リーダー
 - 専門職
 - ボランティアスタッフ
 - インターンスタッフ
- 前項以外の職制を定める場合は、理事長の承認を得なければならない。

第3条（職員の責務）

- 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- 事務局員は、担当部局の事務に従事する。また事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その事務局員が職務を代行する。
- リーダーは、事務局長を補佐し、事務局長の命を受けて、各部署の業務を行う。
- 各部署の専任職は、リーダーの命を受けて、各部の業務に従事する。リーダーが空席の部署は、事務局長がリーダーの職も兼ねる。

第4条（職員の任免及び職務の指定）

- 職員の任免は、理事長が行う。
- 職員の職務は、理事長が指定する。

第5条（事務処理）

事務の処理は、文書または、電磁的記録によって行うことを原則とする。

第6条（細則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、２０２２年（令和４年）２月２７日から施行する。